清瀬市地域防災計画

【大規模事故災害編】

第1編 総論

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、市防災会議が作成する計画であって、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関が、市の地域における大規模な火災、爆発、車両の大規模な衝突事故等のような、通常の事故と異なり、社会的に大きな影響を及ぼす又はその可能性がある大規模な事故災害に係る予防、応急対策及び復旧を実施し、市の地域ならびに住民の生命、身体及び財産を大規模な事故災害から保護することにある。

第2節 計画の構成

大規模事故災害編の構成は次のとおりとする。なお、震災編及び風水害編に係る対策は、 別途定める。

大規模事故災害編…大規模事故災害対策計画

第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、修正する。したがって、各防災機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日(緊急を要するものについては、その都度)までに、計画修正案を市防災会議に提出するものとする。

第4節 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、本市の地域における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有する ものであって、指定行政機関等が作成する防災業務計画及び東京都地域防災計画に矛盾し、 又は抵触するものであってはならない。

第5節 計画の習熟

各機関は、平素から研究、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

第6節 防災機関の業務大綱

市及び防災関係機関が防災に関して処理する業務は、震災編第2部第1章 を準用する。

第2編 大規模事故災害対策計画

第1部 総則

第1章 計画の方針

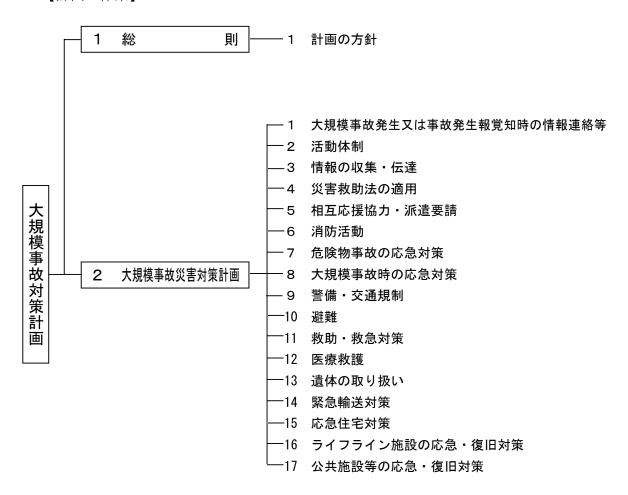
第1節 計画の目的

我が国においては、平成28年12月に発生した新潟県糸魚川市大規模火災や、令和元年8月の大雨に伴う佐賀県における鉄工所からの油流出事故など、大規模な事故災害が発生しており、本市においてもその予防、応急及び復旧対策を着実に実施していく必要がある。そこで、地域防災計画(大規模事故災害編)を策定し、社会的原因により発生する事故並びにその災害により人的あるいは物的被害を伴い、社会的に大きな影響を与える災害における防対策、情報の収集・伝達・災害に関する事項を定め、市民の生命、身体及び財産を大規模事故から守ることを目的とする。

第2節 計画の体系

大規模事故災害編の計画の体系は、次のとおりである。

【計画の体系】



第2部 大規模事故災害対策計画

第1章 大規模事故発生又は事故発生報覚知時の情報連絡等

第1節 大規模事故等の情報連絡

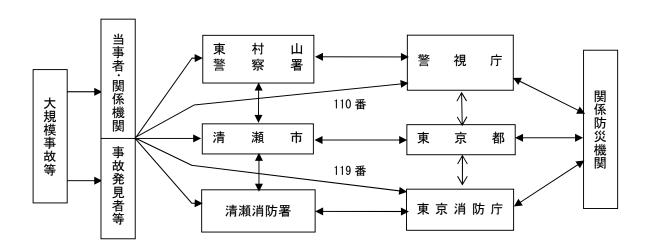
1 防災防犯課への連絡

大規模事故等を発見、又は発生したとの情報を得た職員は、直ちに所属長及び防災防犯 課へ第一報を連絡する。この場合、確認・未確認の別をあわせて伝える。

なお、勤務時間外については、宿直警備員が防災防犯課長に連絡する。

2 関係機関等との情報連絡

防災防犯課は、大規模事故等の発生を知ったときは、関係機関等から情報を収集すると ともに、総務部長へ報告し、その指示のもと関係部署へ連絡して、応急的な対策の早期実 施を図る。



関係機関との情報連絡経路

3 初動時の市長への報告

総務部長は、市長へ報告し、その指示のもと状況に応じた応急対策実施体制を確立する ために必要な措置について防災防犯課へ指示するとともに、市長からの指示事項等を各部 長へ伝達する。

第2節 所管部の対応活動、報告

危機事象が発生した場合は、当該危機等に関係する所管部が適切な活動を行うとともに、 危機に関する被害状況等を、所管課を主体として調査し、防災防犯課に報告する。

第2章 活動体制

第1節 災害対策本部の組織・運営 【各部・各班】

震災編第2部第5章 を準用する。

第2節 応急対策本部の設置 【各部・各班】

1 設置及び廃止基準

市長は、市災害対策本部(以下「市本部」という。)の設置に至らない段階において、必要と認めたときは、総務部長を本部長、総務課長及び未来創造課長を副本部長として、応急対策本部を設置する。

なお、設置及び廃止基準は、以下のとおりとする。

区分 応急対策本部の設置、廃止基準		応急対策本部の設置、廃止基準
		8省消防庁の火災・災害等即報要領の即報基準に該当するとき 準、個別基準)に該当しないが、報道機関に取り上げられる等、社
設 置		いと認められるとき
	○その他事故の状況	兄等により、必要があると認めたとき
rik ıL	○災害のおそれが触	解消し、応急対策活動が概ね終了したと認めたとき
廃止	○災害のおそれが打	広大し、市本部が設置されたとき

2 応急対策本部の組織・活動等

応急対策本部は、情報連絡体制の要員をもって構成する。組織及び分掌事務については、 市本部の規定に準ずる。各部は、分掌事務に応じた警戒・予防活動及び応急対策活動を行う。 なお、各部の職員配備態勢については、活動内容及び被害状況等を考慮して各部長が異 なる配備を指示することができるものとする。その場合、その旨総務部長へ報告する。

第3節 市職員の活動体制 【各部・各班】

震災編第2部第5章 を準用する。

第4節 防災関係機関の活動体制 【各部・各班】

1 責務

大規模事故等が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、所管に係る災害応急対策を実施するとともに、都及び市が実施する災害応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

2 活動体制

災害対策本部長(市長)は、市本部及び防災関係機関相互の連携を図るため必要と認めた ときは、警察、消防、ライフライン機関等に対し、本部連絡員を市本部(災害対策本部長室) に派遣するよう要請する。

なお、各機関の本部連絡員は、可能な限り無線機等を持参し、所属機関との連絡に当たる。

指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、 災害応急対策に従事する職員の配備及び服務の基準を定めておく。

3 現地連絡調整所

列車の脱線事故や航空機の墜落等の大規模事故により多数の死傷者が発生した場合、災害現場では、被害を最小限にするため、複数の関係機関が制約された時間の中で、相互の役割を明確に認識し、応急対策活動を実施する必要がある。

そのため、都は災害現場において各機関の情報の共有化、活動の調整等を行い、被災者 及び被災のおそれのある者を早期に救出・救助・搬送・避難させることを目的として、現 地連絡調整所を設置する。

総務部統括班又は応急対策本部は、必要に応じて、都総務局に対し、現地連絡調整所の 設置を要請するとともに、設置決定の連絡を受けたときは、これに即応する態勢を確保す る。

なお、現地連絡調整所の組織、連絡調整事項は、以下のとおりとする。

区	分	内 容
☆□	組織	都、市、東村山警察署(警視庁)、清瀬消防署(東京消防庁)、自衛隊、医師会、
자H.	不 取	日本赤十字社東京都支部、事故当事者機関(鉄道事業者等)、清瀬市消防団 等
`声 级	調整	○被害状況の把握
事	 項	○災害現場の状況把握
7	- A	○警戒区域の確認
		○各機関の役割分担、分担区域の確認
		○各機関の部隊派遣状況及び見込み
		○被災者等が一時的に避難する施設・場所の確保に関する調整
		○軽症者の臨時的な移送や医療救護に関する調整
		○重症者の医療機関への搬送に関する調整(ヘリ搬送含む。)
		○遺体の搬送及び安置場所等の調整
		○各機関が発表する広報内容の確認等
		○民間施設等の使用に関する調整
		○臨時ヘリポートの設置・運用に関する調整
		○その他、各機関が必要とする事項

第3章 情報の収集・伝達

震災編第2部第6章 を準用する。

第4章 災害救助法の適用

震災編第2部第14章 を準用する。

第5章 相互応援協力・派遣要請

震災編第3部第4章 を準用する。

第6章 消防活動

震災編第2部第5章第3節 を準用する。

第7章 危険物事故の応急対策

第1節 石油類等危険物貯蔵施設等の応急措置

関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を 当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。また、必要に応じて応急措置命令等 を実施する。

機関名	対 策 内 容
	○関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、当該
清瀬消防署	危険物施設の実態に応じた措置を講じるよう指導
	○必要に応じて、応急措置命令等を実施
市	○必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施
	○危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置
	○危険物の流出又は爆発等のおそれがある作業及び移送の停止、施設の
	応急点検と出火等の防止措置
	○混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等
事 業 者 等	による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急
	対策
	○危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定
	○災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命
	安全措置及び防災機関との連携活動

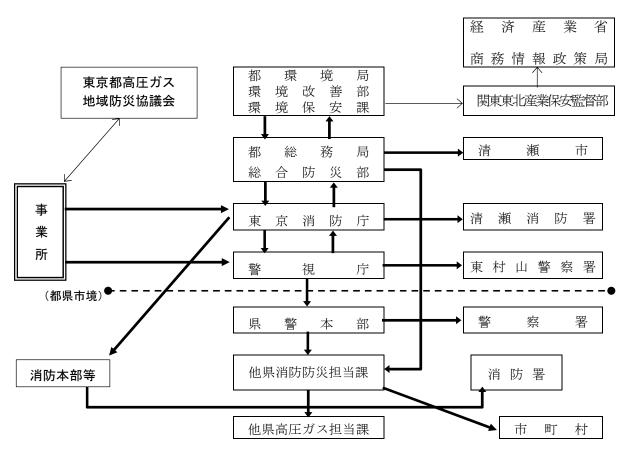
第2節 高圧ガス貯蔵施設の応急措置

高圧ガス貯蔵施設に事故が発生し、塩素ガス等の有毒ガスが漏洩した場合、当該事業所は防除活動を実施するとともに、被害の拡大を防止するため、関係機関に迅速かつ的確な通報を実施する。

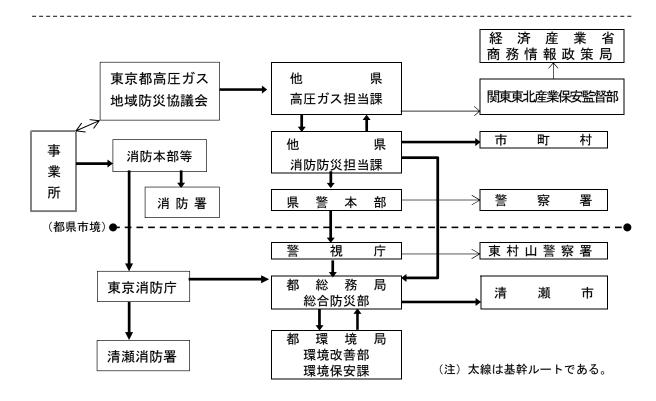
安全対策の対象とするガスは「大量に貯蔵及び消費され、漏洩により隣接する住民に被害を及ぼすおそれのあるガス」(都においては、塩素ガス、アンモニア、酸化エチレン)である。

都県間で事故が発生した場合の連絡通報窓口については、平成4年(1992年)10月に隣接都県間の合意に基づき定められている。

有毒ガス漏えい事故発生時における通報系統、通報内容、各機関の対応措置は次のとおりである。



都において事故が発生した場合の通報系統



隣接県において事故が発生した場合の通報系統

第2編 大規模事故災害対策計画 第2部 大規模事故災害対策計画

機関名	対 策 内 容
	○事業者に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示
都 環 境 局	○被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告
	○被害拡大のおそれがある場合、防災事業所に緊急出動要請
	○安全維持等のため必要な場合は、事業者に緊急措置を命令
	○ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
	○市長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は市長から要
東村山警察署	求があった時は、避難の指示を行う。
	○避難区域内への車両の交通規制を行う。
	○避難路の確保及び避難誘導を行う。
	○災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の市への通報
	○人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携
清瀬消防署	した避難指示及び市へのその内容の通報
	○事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制
	○災害応急対策の実施
市	○必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施
事業者等	○危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

第3節 毒物・劇物取扱施設の応急措置

毒物・劇物の飛散、漏えい等の事故が発生したときの対応措置は、次のとおりである。

機関名	対 応 措 置
都福祉保健局	○毒物・劇物取扱事業者に対して、応急措置を指示
多摩小平保健所	○毒物・劇物が飛散、漏えいに対し、除毒作業を事業者に対し指示
健康安全研究センター	○災害情報の収集、伝達
	○毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通
	報
東村山警察署	○区市町村長からの要求等により、避難を指示
	○避難区域内への車両の交通規制
	○避難路の確保及び避難誘導
	○災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の市への通報
	○人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携
清瀬消防署	した避難指示及び市へのその内容の通報
	○事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制
	○災害応急対策の実施
	○必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施
	○事業場から有害物質等が下水道に流入する事故が発生したときは、下水
市	道への排出を防止するための応急の措置を講じるよう指導する。
113	○関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係わる災害情報の収集、伝達
	に努める。
	○都下水道局流域下水道本部に速やかに流入状況を報告する。
	○発災時の活動について、次のことを樹立しておき、これに基づき行動す
	るよう指導する。
	・発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知
	・出火防止及び初期消火活動
	・毒物・劇物の漏えい、流出等による危険防止
市教育委員会	・実験中における薬品容器の転倒、落下防止及び転倒、落下物による火
	災等の防止
	・児童・生徒に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹
	底
	・被害状況の把握、情報収集及び伝達等
	・避難場所及び避難方法
事業者等	○危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

第4節 放射線等使用施設の応急措置

災害や事故、テロ活動などにより、放射性同位元素(RI)又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生し、又は発生する可能性がある場合は、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づき定められた基準に従い、放射性同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告を行う。原子力規制委員会は、その必要を認めた際、放射性同位元素使用者に対し、放射線障害を防止するために必要な措置を講じることを命ずることができる。各機関の応急措置は次のとおりである。

機関名	対 応 措 置
清瀬消防署	 ○放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の各措置をとるよう要請する。 ・施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 ・放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 ○事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施
都福祉保健局 多摩小平保健所	○RI(ラジオ・アイソトープ)使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため、都福祉保健局及び多摩小平保健所を中心としたRI管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、市民の不安の除去に努める。
市	○関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難の指示等の 措置を実施

第5節 危険物輸送車両の応急対策等

1 危険物輸送車両の応急対策

機関名	対 応 措 置
都 環 境 局	○関係機関との密接な情報連携 ○必要な場合、一般高圧ガス等の移動制限又は一時禁止等の緊急措置を命令 ○災害拡大のおそれがある場合、防災事業所に応援出動を要請
東村山警察署	○東古の大のおされためる場合、例及事業所に応援出勤を委託○事故の状況把握及び都民等に対する広報○施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示○関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等の措置
○関係機関と密接な情報連絡を行う。 清瀬消防署 ○災害応急対策は、震災編第5章第3節7-(1)-イの「震災消防により対処するものとする。	
市	○必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施

2 核燃料物質輸送車両の応急対策

核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合は 、国の関係省庁からなる「放射線物質安全輸送連絡会」において安全対策を講じる。

機関名	対 応 措 置
	○事故の状況把握及び都民等に対する広報
東村山警察署	○施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示
来们 山 言 祭 右	○関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設
	定、救助活動等必要な措置
	○事故の通報を受けた場合は、直ちにその旨を市に通報
清瀬消防署	○事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、
	警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施
都総務局	○事故の通報を受け、直ちに関係機関に連絡
4D 形态 7分 /印	○国への専門家の派遣要請や住民の避難等の措置
事業者等	○関係機関への通報等、応急の措置を実施
ず 未 旬 守	○警察官等の到着後は、情報を提供し、指示に従い適切な措置を実施
	○関係機関と連携を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施
	・住民に対する避難指示
市	・住民の避難誘導
	・避難所の開設、避難住民の保護
	・情報提供、関係機関との連絡

第6節 火薬類保管施設の応急対策等

火薬類保管施設等の事故が発生したときの対応措置は、次のとおりである。

機関名	対 策 内 容
都環境局	○危険防止措置を指導○被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告○必要に応じて、緊急措置等を実施
市	○必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施
事 業 者 等	○危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

第7節 原子力災害の応急対策

都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設についても原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業所の事故災害に対する重点区域に含まれていない。このことから、国内の原子力施設において、原子力緊急事態が発生した場合に、市は、市民の避難等の対応を迫られるものではない。しかし、東日本大震災での福島第一原子力発電所の事故災害の教訓から、万が一放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及んだ場合等を想定し、市民の心理的動揺や混乱をできる限り低くするような対策を取る必要があるため応急対策を計画するものとする。

1 情報の収集

市は、都外近隣に立地する原子力発電所や原子力事業所等で特定事象が発生した場合、 国、都等から事故の発生状況、放射線量の測定情報及び拡散予測、避難対応等の情報を入 手する。

2 活動体制の確保

市は、事故の状況等に応じて職員の非常配備、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等を行い、都や関係機関と密接に連携できる体制を確保する。

3 広報・問合せ対応

市は、防災行政無線、一斉配信メール、ホームページ等で市民等に事故情報の提供を行うとともに、問い合わせ窓口を設置し、市民等からの問い合わせに対応する。

4 モニタリング等

市は都等と連携し、公共施設等の環境放射線量、水道水、下水道処理汚泥、廃棄物焼却 灰、降下物、食品、農林農産物等の放射性物質濃度の測定を実施し、結果をホームページ 等で公表する。

5 飲食物の安全対策

市は都等と連携し、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示等に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また、法令に基づく食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

6 健康対策

市は、都及び医療機関と連携して、必要に応じて人体に係る外部被ばく線量等の測定及 び簡易除染、医薬品の確保、健康相談等を実施する。

7 防護対策

市は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護する必要がある場合は、市民に対して屋内退避や避難指示等を行うもののとする。

8 復旧対策

(1) 汚染の除去等

市は都と連携し、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。

(2) 各種制限措置等の解除

市は都と連携し、国の指示、指導又は助言に基づき、飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

(3) 風評被害対策

市は都や国と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

(4) 廃棄物等の適正な処理

市は都や国等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講じる。

第8章 大規模事故時の応急対策

第1節 航空機事故

1 米軍又は自衛隊の航空機事故

米軍又は自衛隊の航空機事故発生時の対応措置は、次のとおりである。

機関名			対応	措 置	<u> </u>				
	米軍又に	は自衛隊の航空機事故等	等が発生	上した場	, 合、「米	軍及び	自衛隊預	飛行場周辺	
	航空事故等に関する緊急措置要綱」により関係防災機関は次の活動を行う。								
	1 米軍機・自衛隊機事故被災者救援活動分担表								
	区分	活動内容	警察	消防	自衛隊	都	市町	施設 局	
	負傷者 救 援	1 救急活動 2 救急病院の引受確 認 3 その他(転院等)	ΟΔ	• 4	O∆ O∆ O▲	ΟΔ ΟΔ ΟΔ	ΟΔ ΟΔ ΟΔ	0	
	現場対策	1消火活動 2警戒区域の設定 3立入制限、交通整			ΟΔ		ΟΔ		
		理 4現場保存 5連絡所設置 6通信輸送				ΟΔ	ΟΔ Ο		
都、市及び	財産被 災者救 援	1財産保護、警備 2仮住居のあつせん提 供 3生活必需品支給	••		△ ▲ ▲	ΟΔ ΟΔ	ΟΔ ΟΔ	•	
関係防災機関	備考	航空事故等発生の場合 部と防衛省の間の緊急 (注) ●は米軍機事故 は米軍機事故の、	息救助体 なの、▲	制に関は自衛	する合意 隊機事故	に基づ の主務	いて行 <i>注</i> 機関を <i>ラ</i>	われる。 示す。○	
		寺の応急措置							
		急連絡通報 空事故緊急連絡者は、必	な)ァ 日)-	ドフ 声石	150117	で行る			
		三事政系忌連稲有は、『 事故の種類(墜落、不時				-1170			
		事故発生の日時、場所	/H / 'HII	NOTE I	1 /				
	ウ ヨ	事故機の種別、乗員数別	及び積載	以燃料量	、爆発物	物等の危	険物積	載の有無	
	工 2	その他必要事項							
		地連絡所等の設置						_	
		航空事故等が発生した						こより「現	
		連絡所等」を設置した		•				年7子よ? =n.	
		米軍機事故の場合は北 する現地連絡所にあっ							
	· ·	9る現地運船別にある する連絡等の円滑化に	•		対り切用	拟义换	X U`1\X i	ベ日 炒饭に	
		この場合において、他の	-		能な限り	これに	協力す	る。	

2 民間航空機事故

民間航空機事故発生時の対応措置は、次のとおりである。 その他市及び都等各防災関係機関は、米軍又は自衛隊の航空機事故発生時に準じて行う。

機関名	対 応 措 置
東京消防庁(清瀬消防署)	1 活動体制 東京消防庁の大規模災害出場計画、危険物火災出場計画、救急特別出場計 画等により対応する。 2 活動の協定及び計画 (1) 東京国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定に基づ き、消火救難活動を実施する。(東京空港事務所との協定) (2) 東京国際空港救急医療緊急計画に基づき、空港内の救急活動を実施する。

第2節 鉄道事故

鉄道事故発生時の対応は、次のとおりである。

機関名	対 応 措 置
	事故等の発生に敏速かつ適切に対処するため、次の事項について、あらかじ
	め策定した計画に基づき実施する。
JR東日本	① 応急処置 ② 情報の伝達
J R 貨 物	③ 事故復旧対策本部の設置 ④ 非常招集
	⑤ 救援列車の配備、復旧用具の確保
	1 事故が発生した場合は、死傷者の救護を最優先に行うとともに、続発事故
	の防止に万全の措置をとる。
西 武 鉄 道	2 救急措置及び復旧については、迅速かつ的確に対処し、必要と認めたとき
	は、本社に「災害対策本部」、事故現場に「現地復旧部」を設置して応急活動
	にあたる。

第3節 ガス事故

ガス事故発生時の対応は、次のとおりである。

機関名	対 応 措 置
市	1 事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にする
	ため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。
	2 事故の状況に応じて、都に対し現地連絡調整所の設置を要請する。
	3 事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼など、被害の拡大により、
	住民の避難が必要な際には、都、東村山警察署、東村山消防署と連携し、避
	難先の確保や避難者の誘導などを行う。

東京消防庁(清瀬消防署)	東京消防庁は、事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要
	に応じて東京DMATと連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。その他、
	これらの施設に対する災害応急対策は、震災編第3部の第5章「消防・危険物
	対策」及び第9章「救助・救急」に定めるところによる。
警 視 庁 (東村山警察署)	1 ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
	2 市長が避難の指示をすることができないと認めたとき、又は市長から要求
	があったときは、避難の指示を行う。
	3 避難区域内への車両の交通規制を行う。
	4 避難路の確保及び避難誘導を行う。
	1 通報連絡等
	通報の責任者は、当該工事現場の現場責任者とし、災害の内容に応じて東
	京ガスの本社、供給部並びに消防、警察、道路管理者及び沿道住民等に連絡
	する。連絡の内容は、事故災害の状況・発生場所その他必要事項とする。
	2 非常災害対策組織
	ガス導管等の事故発生時の態勢は、あらかじめ定めた非常災害対策組織に
	よる。
	3 事故時の応急措置
	(1) 消防機関又は警察機関と緊密な連携を保ちつつ、現場の状況に応じて次
	の措置をとる。
東京ガス	ア 人身災害が発生したときは、直ちに医師又は消防機関に連絡し、適切
グループ	な措置をとる。
	イ ガス漏えい箇所付近では火気の使用を禁止し、関係者以外の者が立ち
	入らないような措置をとる。
	ウ 状況に応じ、メーターガス栓、しゃ断装置等によりガスの供給をしゃ
	断する。
	エ 状況に応じ、マンホール開放を行った場合は、通行者に対する安全誘
	導を行う。
	オ 状況に応じ、個別訪問、拡声器等により、付近住民等に対する広報活
	動を行う。
	(2) 事故の状況に応じ、応援の依頼又は特別出動の要請を行う。
	(3) 復旧のための調査、連絡、修理等を行う。

第4節 CBRNE災害

市は、CBRNE災害の通報があった場合、都や関係機関との初動連絡体制を確保する。 都は、医療関係機関や災害拠点病院等と連携して傷病者の適切な治療及び医療施設での 二次災害防止のための体制を確保する。

多摩小平保健所は、地域関係機関と現地調整所を設置する場合、市及び関係機関と連携して応急対策を実施する。

※ CBRNE災害とは、Chemical (化学剤)、Biological (生物剤)、Nuclear・Radiological (核・放射性物質)、Explosive (爆発物) に起因する災害のこと。

第9章 警備•交通規制

第1節 警備活動

東村山警察署は、災害の発生に際しては、的確な状況把握と適正な判断により、速やかに初動態勢を確立し、関係機関との緊密な連携の下、被災者の救助及び被害の拡大防止にあたる。

東村山警察署の行う警察活動は、概ね次のとおりとする。

機関名	対 応 措 置
東村山警察署	1 被害実態の把握及び各種情報の収集
	2 被災者の救出救助及び避難誘導
	3 行方不明者の捜索及び調査
	4 遺体の調査及び検視
	5 交通規制
	6 公共の安全と秩序の維持

第2節 交通規制

- 1 広域的災害発生の場合には、東京都公安委員会の決定に基づき必要な措置を実施する。
- 2 東村山警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を 行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

第10章 避難

第1節 避難指示

1 基準

避難の指示の基準は、原則として次のとおりとする。

- (1) 火災が拡大するおそれがあるとき
- (2) 爆発のおそれがあるとき
- (3) 危険物、高圧ガス等の流出拡散により、広域的に人命の危険が予測されるとき
- (4) その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められるとき

2 避難指示

本部長(市長)は、避難の必要を認めたときは、警察署長及び消防署長と協議の上、地域、避難先を定めて避難指示を行う。この場合、直ちに知事に報告する。

避難指示に関する詳細は、震災編第3部第6章第1節「避難体制」を参照する。

3 警戒区域の設定

本部長(市長)は、災害発生時において、生命、身体に対する危険を防止するため、特に 必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者に対して、 当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。そ の際、消防署が設定している警戒区域を考慮し設定する。

第2節 避難誘導

避難の指示をした場合、警察署、消防署の協力を得て、なるべく地区又は町会・自治会 単位に、最寄りの安全な避難所に誘導する。

第3節 避難所の開設・運営

避難所は、警察署、消防署等との協議により安全が確保できる場所を、あらかじめ市で 指定した避難所から選んで開設する。

避難所の開設・運営は、市が職員を派遣し、施設管理者等の協力を得て実施する。緊急 に避難所を開設する必要があるときは、施設管理者、施設勤務職員、教職員等が実施する。

第4節 その他必要な事項

その他「避難」の実施にあたって必要となるべき事項は、震災編第2部第7章を準用する。

第 11 章 救助·救急対策

震災編第2部第10章 を準用する。

第12章 医療救護

震災編第2部第10章 を準用する。

第13章 遺体の取り扱い

震災編第2部第10章 を準用する。

第14章 緊急輸送対策

震災編第2部第11章 を準用する。

第 15 章 応急住宅対策

震災編第2部第14章 を準用する。

第16章 ライフライン施設の応急・復旧対策

震災編第2部第4章 を準用する。

第17章 公共施設等の応急・復旧対策

震災編第2部第3章及び第2部第4章 を準用する。